



外国人雇用は
ルールを守って適正に！

雇入れ・離職の際の
届出と適切な雇用管理は
事業主の義務です。

○ 『外国人雇用状況届出制度』：事業主の義務です！

全ての事業主に、外国人労働者（特別永住者を除く）の雇入れと離職の際に、当該外国人労働者の氏名、在留資格、在留期限等について確認し、厚生労働大臣（ハローワーク）へ届け出ることが義務付けられています。

(<http://www.mhlw.go.jp/bunya/koyou/gaikokujin-koyou/index.html>)

提出を怠ると30万円以下の罰金が課されます。なお、インターネットによる届出も可能です。

(<https://gaikokujin.hellowork.go.jp/gkjgs/index.jsp>)

○ 事業主に対し、外国人労働者の雇用管理改善及び再就職支援の努力義務が課されています。

労働関係法令及び労働・社会保険関係法令等の遵守はもとより、『外国人労働者の雇用管理の改善等に関して事業主が適切に対処するための指針』に基づき、雇用管理の改善等に努めて下さい。

(<http://www.mhlw.go.jp/bunya/koyou/gaikokujin13/sisin01.html>)

外国人労働者問題
啓発月間

6/1日 ▶ 30日

厚生労働省

※ 詳細は、ハローワーク（公共職業安定所）、都道府県労働局にお問い合わせ下さい。